

1. ケア労働について

○介護職員等の処遇改善について(2点)

長らく、介護職員や保育士の平均給与は、全産業平均と比べて「月10万円低い」と言われ、慢性的な人手不足の最大の課題とされてきました。特に、介護保険制度が始まって以来、自公政権が繰り返し行った介護報酬の引き下げで、多くの事業所は経営難に苦しみ、低賃金の非正規雇用が主流となりました。この悪循環が、今日の介護現場の苦境を招いた要因といっても過言ではありません。

これまで自公政権は、ケア労働者への処遇改善どころか、介護職員の夜勤の配置基準を緩和し、施設の定員増を行いました。保育でも、常勤から短時間勤務への置き換えを容認するなど規制緩和を進め、職員の負担増・質の低下を招く改悪を広げています。一刻も早く国の責任で、ケア労働者の処遇改善を行い、コロナ禍における福祉体制を守ることは急務です。

そんな中、岸田政権は昨年11月「新しい資本主義」政策の一環として、ケア労働者の賃金引き上げを閣議決定しました。この処遇改善には期待も高まりましたが、保育や介護職員などは月額平均9,000円、看護師では月額4,000円というわずかなものです。

介護現場においては、常勤換算の介護職員の数で補助金が算定されるようですが、同じ事業所内でも、ケアマネや栄養士など他職種の職員分は計上されません。これまでの処遇改善加算と同様、事業所の判断で柔軟に配分できるとされていますが、結局、9,000円どころか、本当に処遇改善につながるのか、疑問や懸念の声も広がっています。

保育現場においても、現在の国の設置基準では安心・安全な保育の実施には程遠く、多くの保育施設が配置基準以上の職員を雇って保育を行っています。職員間で賃金の引き上げに差が生じたり、不満が生じたりすることにもなりかねません。賃金アップの実施は重要ですが、残念ながら今回も、現場の声や実態に応じた処遇改善になっているとは言えません。是非とも、担い手不足の解消につながる、抜本的な処遇改善の実施に向け、改善・拡充を求めるべきです。

さらに問題は、国の補助金が、2022年2月から9月までの期間限定である点です。10月以降は交付税措置されると聞いていますが、それでは十分な処遇改善に資する財源確保ができるのか不明確で、不十分になりかねません。また、障がい福祉や介護などは報酬改定されるようですが、そうするとサービスの利用料に跳ね返り、市民の負担が増えることになります。

75歳以上の高齢者においては、今年10月から医療費が2倍化する大問題もある中、介護サービスの利用料まで引き上げることは許されません。また、40歳から64歳の第2号被保険者に負担を押し付ければ、処遇改善の対象であるケア労働者も、財源を負担することになり本末転倒です。

今年度は、介護保険の8期改定で保険料も上がったばかりです。ケア労働者の処遇改善は、利用者と担い手、どちらにとっても必要ですが、その財源はすべて全額国の負担で行うことが大前提です。そこで、特に被保険者の負担に跳ね返る介護分野についてお聞きします。

①介護労働者の処遇改善にあたり、被保険者の負担を増やすべきではないと考えます。見解を求めます。

先ほども述べた通り、岸田政権はケア労働者の賃上げを経済政策の一環としながら、市町村にも市民にも負担増を押し付ける予算となっており、これでは、地域経済を更に冷え込ませることにもつながりかねません。そこで質問します。

②ケア労働者の処遇改善を確実に実施するため、国に対し10月以降も財源の負担を求めべきと考えます。見解を求めます。

2. 自治体職員の労働環境について

○公務公共労働について(2点)

日本共産党の伊藤岳参議院議員は3月11日の予算委員会で、自治労連が公表した『『過労死ライン』を超える働き方の実態調査』が示す自治体職員の過酷な長時間労働を告発し、過労死防止に向けた職員の増員を求めました。

新型コロナによって、保健所を中心に、自治体職員の長時間勤務が問題になっています。自治労連の調査では「1カ月で最高298時間もの時間外労働」「保健所やワクチン担当部署では、1カ月平均時間外労働が128時間。いづれどこで誰に『過労死』が発生してもおかしくない」などの実態が報告されています。

2006(平成18)年、総務省は「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」いわゆる「18年指針」で、「簡素で効率的な行財政システムを構築」することを掲げ、地方自治体に「積極的な行政改革」を求めました。地方歳出の抑制路線で正規職員を削減させ、過酷な労働と非正規化の拡大で、官製ワーキングプアをさらに増大させました。

大分市においてもこれまで「行政改革推進プラン」に基づき、職員の削減と業務の民営化を広げてきました。新規事業も増え、基礎自治体への権限移譲も相次ぐ中、手当や加算も無くなり、給料カットや昇給の見直しなども相次いでいます。

憲法に定められている通り、公務員は住民の命と暮らしを守る「奉仕者」として働くことが使命です。その役割を果たすためにも、時間外労働や過重労働を是正し、モチベーションを高めるためにも労働環境の改善は必要です。そこで質問します。

③保健所はもとより、命と健康、生活に関わる部署を中心に、近年新たな情勢や課題が山積しており、適正な職員配置については再検証を行い、正規職員の増員をすべきと考えます。見解を求めます。

会計年度任用職員の処遇についても、これまで何度となく取り上げ、労働条件の改善を求めて参りました。以前の答弁で、会計年度任用職員制度は「処遇改善に資する制度」との認識が示されていますが、「賃金が減った」「働きにくくなった」などの声を耳にします。雇止めや労働条件引き下げなどの不利益変更は当然ないはずですが、以前の月給制が、事実上日給月給になったわけですから、賃金が減ることも大いに考えられます。その他にも、「財政上の制約」を理由とした短時間勤務の強要がされていないか、必要な業務があるにもかかわらず業務終了を強いられてはいないかなど、実態の把握が求められます。

1年間の不安定な雇用である上、休めば賃金も減ってしまう働き方では、公務労働を円滑に行うことは困難です。特に問題となる賃金については、月額報酬が引き下げられ、その減額分が期末手当などに充てられている実態があります、そこで質問します。

④会計年度任用職員についても「均衡の原則」を順守し、不適切な取り扱いや不合理な格差のない安定した労働環境となるよう、適切な改善が必要だと考えます。見解を求めます。

3. 住宅の提供について

○移住者支援について(1点)

近年、新型コロナウイルス感染症のリスク回避や、テレワークの普及、生き方や価値観、ライフスタイルの変化などから、「スローライフを楽しもう」と、都市圏から地方への移住に関心が高まっています。

本市においても、大分県が行っている移住支援を受け、「大分市移住者居住支援事業補助金」により、県外からの移住者に対する住宅取得等の支援を行っていますが、人口減少に対応する直接的支援として、有効な活用が期待されます。豊富な海の幸、山々や温泉に恵まれ、自然豊かな大分県への移住を考える方々が、県内のどの市町村を居住地として選択されるか、市の施策が幅広い市民ニーズにマッチしているかが問われます。大分市民のみならず、移住者を呼び込むという視点からも、魅力ある市政運営が求められます。

昨年、関西圏に住む若いご夫婦から移住のご相談をお受けする機会があり、ご意見を伺いました。

親戚や友人など、それまでつながりのなかった土地で住居を探すのは不安や疑問も多く、手続きにかかる負担も小さくありません。特に、就職と住み替えという大きな課題を抱えながら移住を検討する若い世代にとって、財政的な支援は欠かせません。

この補助金についても、空き家を購入するという条件や、指定の就職先や職種でなければ上乗せ要件にならない点など、該当要件のハードルが高すぎて使いにくいというご意見を頂きました。そこで質問します。

⑤特に若い世代への移住支援を推進するため、補助金の要件を見直し、拡充すべきと考えます。見解を求めます。

4. ジェンダー平等/性的マイノリティ、性的少数者への対応について(3点)

○災害時の対応について

日本共産党の田村貴昭衆議院議員は、3月10日の災害対策特別委員会で、災害対応時に性的少数者が抱える困難さを踏まえ、配慮を求める国会質疑を行いました。性的少数者の視点を災害対策に具体的に反映させることは、多様性を認め、人権を守り、個人の尊厳を大切にするために不可欠であり、早急に取り組まなければなりません。質問の中で、九州・沖縄の自治体において、地域防災計画や避難所運営マニュアルに、性的少数者への配慮が盛り込まれ始めていることをあげ、指定避難所等での対応を明文化するよう求めました。

内閣府が出している「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の中の「特に配慮を要する者(要配慮者)」に「性的少数者」も包含されているかとの質問に対し、「性別を含め、様々な事情を考慮して、一番困っている人から、柔軟に、機敏に、臨機応変に対応することが望ましい」との答弁がされ、配慮を要する者に性的少数者も含意していることが示されました。

この指針は、東日本大震災の教訓をもとにまとめられたものであり、現に困難な状況を改善するために示されたものです。先般の大分での地震、東北での地震、今後懸念されている自然災害に備え、被災したからこそ知りえた教訓は、後世のために必ず活かしていくことが、行政の義務であり責任です。早急に改善に取り組むべきと考えます。そこで質問いたします。

⑥大分市地域防災計画や避難所運営マニュアルに、女性の参画に加え、性的少数者の視点や配慮も盛り込まれるよう、明記すべきと考えます。見解を求めます。

○公営住宅への入居について

先ほどの衆議院の質問では、災害時における同性カップルの応急仮設住宅の入居についても触れています。田村議員の独自調査によると、九州・沖縄8県と県庁所在地・政令市9市、計17のうち13自治体は同性カップルも応急仮設住宅の入居を認めていることが示され、すでに多くは入居可能となっています。現在、大分市においても、応急仮設住宅は同性カップルでも入居可能です。しかし一方で、公営住宅及び災害公営住宅については、同性カップルが入居することはできません。時代の変化に伴い多様性を尊重する現代社会において、また、これだけ頻繁に様々な災害が発生している現状を踏まえて、早急に対応すべきです。

国交省は公営住宅の入居資格について、「2011(平成23)年の公営住宅法改正により、同居親族要件は廃止され、現在、入居収入基準と住宅困窮要件を定めているのみであり、同性カップルであることを以て同居を妨げるものではない」と答弁しています。公営住宅の入居について、同性カップルであることを理由に、法的な妨げはすでにありません。市町村の判断次第ということになります。そこで質問いたします。

⑦大分市においても、公営住宅と災害公営住宅の入居資格を同性カップルまで広げるべきです。見解を求めます。

○パートナーシップ制度について

先の総括質問で、パートナーシップ制度を検討するとの答弁がありました。先ほどの、地域防災計画や避難所運営マニュアル、公営住宅の入居などについては、パートナーシップ制度の有無に関わらず、各部局がLGBTQ+の理解と配慮を前提に、先の議会質問で求めた通り、「アライ(ally)」の視点で、施策を改善して頂きたいというのが一番の思いです。

総括質問での答弁では、今年度すでに147自治体がパートナーシップ制度を定め、全体の4割をカバーしているとの答弁もされました。これだけ多くの自治体が、すでに制定しているのなら、参考となるモデルも数多くあると思います。

本市の施策がこの制度を根拠に改善されるのならば、一刻も早く制度を制定すべきです。そこで再度、お聞きします。

⑧パートナーシップ制度を「早急に」検討すべきです。見解を求めます。

6. 教育行政/学習権の保障について(3点)

○ヤングケアラーについて

今年2月大分県は、公立小学校5年生から高校3年生の全児童・生徒7万9,550人を対象に無記名で実施した「ヤングケアラー実態調査」の結果を公表しました。報告書では、家族の介護や世話を担う18歳未満の「ヤングケアラー」が、県内に少なくとも2,315人いるし、「学校に行きたくてもいけない」「進路変更を考えざるを得ない」「自分の時間が取れない」などの実態を明らかにしました。

一方、この調査に先がけて行われた「市町村要保護児童対策地域協議会」の先行調査で「ヤングケアラー」と確認されていたのは約300人だったことから、この問題が表面化しづらく、周囲に気づかれていない傾向にあることも明確になりました。

調査で見えてきた実態に即して、必要な支援が確実に届くよう、一刻も早く支援体制を整えなければなりません。

この報告書の結果で、私が一番気になったのは、父母・祖父母・兄弟姉妹と世話をする家族はそれぞれですが、世話をすることに対して「特にきつさは感じていない」と答えた児童・生徒が全体の72.4%にも上る点です。

日常生活に欠かせない家庭での役割を担う人が自分のほかにはおらず、すでにそれが日常化して当たり前になっている実態が顕著に表れています。

また、その実情を「相談したことがない」との回答が、小中学校で7割以上、高校でも6割以上を占めています。そして多くが、「相談するような悩みではない」と答えている点は本当に深刻な事態だと思います。

近年、「ヤングケアラー」については議会でも度々取り上げられ、児童福祉の観点から、子どもすこやか部が答弁されています。ケースワーカーなどによる専門的な支援が必要なのはもちろんですが、福祉の視点と併せ、日常的なかかわりは特に重要で、児童・生徒を支えるためにはまさに身近な見守りと配慮が不可欠です。

家族の世話を子どもが担うという問題を、子ども自身が仕方ないと諦め、抱え込んでしまわないためには、福祉施策につなぐと同時に、学校でしかできない支援、学校だからこそできる支援を検討すべきです。

直近の議会での子どもすこやか部は、「要保護児童対策地域協議会において、意識啓発に努めながら、要介護者の有無や支援状況、学校等の出欠状況など、家族の状況をアセスメントし」各種の福祉サービス等に適切につなげていく。情報共有、連携に努める、と答弁されていますが、学校での支援は絶対に欠かせません。

2018(平成30)年第3回定例会で公明党の今山議員の質問では、「相互に関連がある」として教育委員会も答弁に立ち、「必要に応じて学習面、心理面、情報面での支援を行うとともに」「個々の実情に応じた教育支援の充実に努めていく」と答弁されています。

児童・生徒が学校で学ぶ権利を享受できない状況を、観察している場合にはありません。学びの場を保障する義務を負う教育現場が、できる限りの手を尽くして、学習機会を提供しなければならないのは言うまでもありません。そこで質問します。

⑨児童・生徒の学習権を保障するため、学校でできる支援をどの程度具体化しているのかお聞かせください。

○学校図書館支援員について

学校図書館支援員の配置などについても、これまで再三その必要性を申し述べてまいりましたが、コロナ禍という状況に際し、再度お聞きしたいと思います。

学校図書館は、読書センター・学習センター・情報センターとしての役割を担うと同時に、子どもたちの居場所として心の支え、受け皿ともなりえることから、全校配置を求めてまいりました。専任、専属、専門の配置は、子どもたちの学習権を保障するために必要不可欠です。

2000(平成14)年の子ども読書年を契機に、その理念を継承するとして、2001(平成13)年、すべての子どもが自主的に読書活動できるよう積極的な環境整備を推進するため「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されました。大分市においては、学校図書館支援員を配置する「学校図書館活性化事業」を、2007(平成19)年9月から実施しています。子どもの読書推進のために、よみきかせ活動をはじめ、鍵がかかり埃だらけだった学校図書館が整備され、時代に合わない本・古くなった本を廃棄して新しい蔵書を整備し、ディスプレイや新刊本の紹介などの創意工夫で読書意欲を高めるなど、この15年で子どもたちの読書環境は大きく生まれ変わりました。

しかしここにきて、新型コロナウイルス感染症という思いもかけない事態が生じ、臨時休校や感染防止対策などで、学校生活にも大きな変化が生じています。

子どもの読書推進の大きな支えである、保護者・ボランティアのよみきかせ活動は自粛となり、図書館では返却本の消毒作業や活動の人数制限など、これまで考えられなかった業務も生じています。感染拡大の第6波では子どもの感染が増加傾向となり、学校現場の緊張感も高まったことと思います。

そんな中、2校兼任の学校図書館支援員が、基地校のみの勤務とされました。感染拡

大防止の観点というのは理解できますが、一方でICT支援員は各学校を回っています。図書館支援員が専任配置の学校であれば、大きな変化もなく図書館運営が可能ですが、突如として読書の環境整備・運営が困難になったわけです。

司書教諭や図書館担当の職員が担えばいいと安易に考える方もおられますが、そもそも司書教諭と学校司書は役割が異なります。図書館担当といえども、クラス担任の教員です。クラス運営だけでも大変なこの時期に、図書館の業務まで行うのは容易でないでしょう。兼任校は基本的に小規模校ですが、だからと言って仕事が少ないという訳ではありません。一人ひとりの子どもに向き合っていれば当然のことです。

結局、支援員が不在の間の貸出し業務は、クラス担任や図書委員、図書担当、教頭先生が行っていた学校もあるようですが、これでは読書推進どころではありません。図書館支援員は、教員の多忙化解消のためにも今や不可欠な存在です。学校図書館は一昔前の目録管理こそなくなりましたが、それでも端末での登録は必要で、本の修理や不明本の確認、ラベルやブッカーをかけて書架に並べるだけでも、細かい作業を必要とします。

何より、大規模校にふたり、小規模校にひとりというなら理解できますが、兼任ということは、週の半分しか学校にいないということです。週4日の専任校と、週2日の兼任校とでは、明らかに不均衡が生じています。子どもたちの学習権の保障に関わる問題であり、こうした不公平は早急に改善すべきです。先ほど申し上げた通り、学校図書館は子どもたちの居場所としても、日常のストレスを昇華させる場所としても、大変有意義な場所になりえます。学校図書館は有効に、平等に、常にオープンにしておくことが本来のあり方です。そこで質問します。

⑩学校図書館支援員は、全校配置にすべきです。見解を求めます。

○エスペランサ・コレジオ(社会学習・生涯学習)について

大分市のエスペランサ・コレジオは、「職業的専門的知識技能の習得及び一般教養の向上に意欲ある青少年等の学習活動を支援する」と条例で定められ、設置されています。

ある方から、「受講したいコースがあるが、自分は39歳以上なので入学できないのか」とのおたずねが寄せられました。

現在、入学資格は15歳以上39歳以下で、定員に満たない場合は49歳まで入学が可能です。しかし近年、定年退職後でも「再就職しなければ生活が苦しい」「若い頃に学習できなかった分、また学ぶ機会を得たい」など、社会学習・生涯学習のニーズは高まっています。担当部局に確認したところ、これまで対象年齢は段階的に拡充されてきたようですが、高齢化社会を見据え、社会で活躍したい、学び直したいとの思いは、十分理解できるものです。

以前、視察をさせて頂いた際、少人数で家庭的な雰囲気の中で、異なる世代の方々がクラスメイトとして共に学びあう環境や時間は、大変貴重な経験になるだろうと感じました。今後、様々な世代の市民に「学びの場」が提供されることを期待し、質問いたします。⑪エスペランサ・コレジオの入学について、年齢制限を見直すべきと考えます。見解を求めます。